

京都市告示第498号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで桃陽病院の公金徴収事務を次のとおり委託します。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲
株式会社 日本医療事務センター 京都支社 支社長 藤原 美幸	京都市下京区四条通東洞院 立売西町60 日本生命四条ビル8F	桃陽病院における医事 業務

(保健福祉局桃陽病院)